

舞鶴市長 多々見良三 様

令和 4 年 6 月 21日

FM まいづる中継局に関する舞鶴市回答（6月20日付）に対する見解

当財団の主題の申し入れ書（令和4年6月18日付※6月19日付改訂版送付）に対し、6月20日付にてご回答を頂きありがとうございます。しかしながら、当財団の名誉回復、市答弁の撤回・訂正、項目4、5.については回答を頂いておりません。つきましては、貴殿の回答に対する当財団の見解を以下の通りお伝え致します。

<舞鶴市回答>

加佐中継局への無線回線による送受信について 貴社から無線回線による送受信に要望があったこと、放送設備の強靱化にも寄与することから、詳細設計の段階において、無線回線での整備に変更して取り組むこととした。

<当財団の見解>

これまでの市の見解（答弁）と同じご回答です。舞鶴市は、FM まいづる加佐中継局の伝送方式が無線回線となった理由に「放送事業者の負担が伴わないこともあり、当財団が強く要望した」との趣旨の答弁を不必要に強調、繰り返し、問題となっている無線回線伝送方式の決定に当財団が深く関わっていたという印象操作を議会答弁を通じて広め、記録公開された結果、当財団の名誉が棄損されました。当財団は、回線伝送方式の決定には一切関与しておらず、舞鶴市が業務委託した設計会社（建設技術研究所）が検討した結果、無線回線伝送方式が選定された事実を広く周知させなければ、当財団の名誉の回復はできないものと考えます。上記の事実を広く一般に周知させる為、建設技術研究所が作成した詳細設計報告書等を公開し、当財団の弁解を行い自ら名誉を回復します。

<舞鶴市回答>

設計業務委託の成果物（免許申請書類、設計図面）については、免許権者である貴社において照査され、許可権者である総務省に免許申請された。総務省における審査でも問題がないとされ、予備免許が交付された。

<当財団の見解及び舞鶴市への申し入れ>

これまでの舞鶴市の見解（答弁）と同じご回答です。舞鶴市はFM まいづる中継局の設計と免許申請について、上記を繰り返し議会答弁することで、設計業務委託の成果物に対して舞鶴市や設計会社には瑕疵は無く、当財団や総務省が最終的な責任を負っているかのように印象操作を図っていると言わざるを得ません。この答弁が議会を通じて公開され、記録された結果、当財団の名誉が棄損されました。

設計会社（建設技術研究所）が詳細設計で作成した五老ヶ岳から加佐中継局への無線伝送回線の設計において、総務省、FM 長岡及び当財団は無線回線受信トラブルに至る可能性がある事を指摘していましたが、工期を理由に舞鶴市（広報広聴課）は、この指摘事項を軽視し、設計会社（建設技術研究所）の責任の元に、当財団に免許申請を速やかに行うよう指示しました。当財団はこの事実と経緯について関係資料を公開し、当財団の弁解を行い自ら名誉を回復します。

以上

一般財団法人有本積善社
理事長 有本圭志